

令和8年3月25日招集

令和8年 第3回

東根市農業委員会定例総会議事録

東根市農業委員会

令和8年第3回東根市農業委員会定例総会議事録

1. 令和8年第3回東根市農業委員会定例総会を東根市役所 401・402 会議室に招集した。

1. 令和8年3月25日（水） 午前10時00分開会

1. 出席委員は、次のとおりである。（16名）

1番	清 野 周 治	2番	元 木 太 志	3番	大 江 弘 哉
4番	留 場 美 佐	5番	仲 野 孝 藏	6番	山 科 幸 子
7番	永 瀬 清 一	8番	石 山 一 穂	9番	栗 原 洋 幸
10番	芦 野 繁 美	11番	阿 部 昇	12番	寒 河 江 一 浩
13番	大 江 正 好	15番	中 谷 裕	18番	門 脇 功
19番	菅 原 繁 治				

1. 欠席委員は、次のとおりである。（3名）

16番	高 橋 浩 一	17番	東 海 林 光 輝	14番	加 藤 友 英
-----	---------	-----	-----------	-----	---------

1. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 報第4号 農地法第3条第1項の規定による許可の取消願について
- 第5 報第5号 農地賃貸借契約の合意解約について
- 第6 議第11号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 第7 議第12号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第8 議第13号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画について
- 第9 議第14号 農地法第18条第1項の規定による許可申請について
- 第10 議第15号 東根市地域農業経営基盤強化促進計画の変更について
- 第11 農地あっせん委員会の報告
- 第12 農地転用委員会の報告
- 第13 地区委員会の開会及び報告

1. 事務局出席者は、次のとおりである。

事務局長	伊 藤 亨	農政主査兼農政係長	高 橋 範 一
農地係長	後 藤 美智子	主任	小山田 ルミ

1. 議 長 農業委員会会長 菅 原 繁 治

1. 議事の顚末

【議長】

ただいまから、令和8年第3回東根市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の総会に欠席の届け出ありました委員は、16番高橋浩一委員、17番東海林光輝委員であります。

まだ見えていない委員は、14番加藤友英委員であります。

従いまして、出席委員の数も定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

2番元木太志委員、3番大江弘哉委員、以上2名の委員を指名いたします。

次に日程第2、会期の決定でありますがお諮りいたします。農業委員申し合わせ事項第7項により、会期を本日限りにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、本総会の会期は本日1日限りに決定いたします。

次に、日程第3、諸般の報告を行います。

第2回定例総会後の農業委員会事務処理等の内容は、別紙お手元に配付している資料のとおりでありますのでご了承願います。以上で諸般の報告を終わります。

これより、議事に入ります。

日程第4、報第4号農地法第3条第1項の規定による許可の取消願についてから、日程第10、議第15号東根市地域農業経営基盤強化促進計画の変更について、までの2報告と5案件を一括議題といたします。

これより議案の説明を求めます。伊藤事務局長。

【伊藤事務局長】

令和8年第3回東根市農業委員会定例総会議案書に基づき、その内容についてご説明いたします。1頁をお開きください。

今月の農地法第3条第1項の規定による許可の取消願は1件です。

報第4号 農地法第3条第1項の規定による許可の取消願について

別紙土地に係る農地法第3条第1項の規定による許可の取消願について受理したので、本会に報告するものです。2頁をお開きください。

農地法第3条第1項の規定による許可の取消願の受理関係、賃貸借権設定

許可年月日：令和8年1月26日、指令番号：指令東農委第20号。土地の所在：大字泉郷元沢渡字新南原●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地積：1,815㎡。貸人住所氏名：東根市大字泉郷乙●●●● ●●●●。借人住所氏名：東根市大字泉郷乙●●●● ●●●●。取消願年月日：令和8年3月3日、取消願理由：面積を縮小し、再申請するため、です。3頁をご覧ください。

今月の農地賃貸借契約の合意解約の届出は6件です。

報第5号 農地賃貸借契約の合意解約について

農地法第18条第6項の規定により通知があった、別紙土地に係る合意解約については、同条第1項ただし書きに該当し、県知事の許可を要しないものであることを確認したので、本会に報告するものです。4頁をお開きください。

農地賃貸借契約の合意解約関係

受付番号39番 土地の所在：大字東根元東根字日塔●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地積：1,858㎡。賃貸人住所氏名：東根市本丸南二丁目●●●● ●●●●、賃借人住所氏名：東根市大字蟹沢2231番地4 株式会社H I G U M Aファーム代表取締役 熊沢儀行。解約後の利用：第三者に賃貸借です。

以下、受付番号40番から受付番号44番までの5申請は、記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。5頁をご覧ください。

今月の農地法第3条の許可申請は31件です。

議第11号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

農地法第3条第1項の規定による、別紙土地に係る許可申請について、本会の議決を求めるものです。6頁をお開きください。

農地法第3条第1項の規定による許可申請関係、所有権移転

受付番号63番 土地の所在：白水一丁目●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地積：274㎡。譲渡人住所氏名：東根市本丸南三丁目●●●● ●●●●。事由：農業廃止、経営面積：67a。譲受人住所氏名：東根市大林二丁目●●●● ●●●●。事由：経営規模拡大、経営面積：3aです。

以下、受付番号64番から受付番号68番までの5申請は記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

農地法第3条総括表（所有権移転）は記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。7頁をご覧ください。

農地法第3条第1項の規定による許可申請関係、賃貸借権設定

受付番号69番 土地の所在：大字東根元東根字本郷●●●●。地目、登記簿：田、現況：田、地積：2,942㎡他1筆。貸人住所氏名：東根市本丸西三丁目●●●● ●●●●。事由：労力不足、経営面積：61a。借人住所氏名：東根市三日町三丁目●●●● ●●●●。事由：再設定、経営面積：1,213aです。

以下、受付番号70番から10頁の受付番号92番までの23申請は記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

農地法第3条総括表（賃貸借権設定）は記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。11頁をお開きください。

農地法第3条第1項の規定による許可申請関係、使用貸借権設定

受付番号93番 土地の所在：大字松沢字下野道●●●●。地目、登記簿：田、現況：田、地積：1,591㎡他1筆。貸人住所氏名：西村山郡河北町谷地辛●●●● ●●●●。事由：相手方の要望、経営面積：0a。借人住所氏名：西村山郡河北町谷地ひな市三丁目●●●● ●●●●。事由：経営規模拡大、経営面積：64aです。

農地法第3条総括表（使用貸借権設定）は記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。12頁をお開きください。

今月の農地法第5条の許可申請は1件です。

議第12号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

農地法第5条第1項の規定による別紙土地に係る許可申請について、本会の意見を求めるものです。13頁をご覧ください。

農地法第5条第1項の規定による許可申請関係

受付番号8番 土地の所在：神町北二丁目●●●●。地目、登記簿：畑、現況：畑、地積：319㎡。譲渡人住所氏名：山形市七日町四丁目●●●● ●●●● 職業：●●●●。譲受人住所氏名：山形市緑町二丁目●●●● ●●●● 職業：●●●●。転用後の主要目的：長屋住宅、駐車場、駐輪場、物置・LPG庫、ゴミ置場、通路他で、所要面積計が972.21㎡。備考として所有権移転、併用地ありです。

農地法第5条総括表は記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。14頁をお開きください。

ただいま説明いたしました農地法第5条の申請箇所を示す位置図ですので参考にしてください。15頁をご覧ください。

今月の農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案件は31計画です。

議第13号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画について

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、別紙土地に係る農用地利用集積等促進計画を作成するため、本会の意見を求めるものです。16頁をお開きください。

農用地利用集積等促進計画関係、所有権移転

番号1番 土地の所在：大字野川字向原●●●●。現況地目：樹園地、認定面積：4,319㎡。譲渡人住所氏名：天童市大字川原子●●●● ●●●●。譲受人住所氏名：天童市川原子1303番地 株式会社やまがたさくらんぼファーム代表取締役 矢萩美智。対価：1,296,000円（総価）です。

以下、番号2番の計画については記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

農用地利用集積等促進計画総括表（所有権移転）は記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。17頁をご覧ください。

農用地利用集積等促進計画関係、賃貸借権設定

番号3番 土地の所在：大字東根元東根字日塔●●●●。現況地目：樹園地、認定面積：3,409㎡の内1,000㎡。貸人住所氏名：東根市本丸南二丁目●●●● ●●●●。借人住所氏名：東根市新田町二丁目●●●● ●●●●。契約期間、始期：令和8年5月30日、終期：令和18年11月30日。賃借料：10aあたり29,700円です。

以下、番号4番から21頁の番号29番までの26計画については記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

農用地利用集積等促進計画総括表（賃貸借権設定）は記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。22頁をお開きください。

農用地利用集積等促進計画関係、賃貸借権移転

番号30番 土地の所在：大字長瀬字北方●●●●。現況地目：田、認定面積：2,979㎡。貸人住所氏名：村山市楯岡楯●●●● ●●●●。（旧）借人住所氏名：村山市楯岡新町一丁目●●●● ●●●●。（新）借人住所氏名：村山市楯岡江迎197番 株式会社よしベジ代表取締役 三澤孝嘉。契約期間、始期：令和8年5月30日、終期：令和9年12月31日。賃借料：10aあたり10,000円です。

農用地利用集積等促進計画総括表（賃貸借権移転）は記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。23頁をご覧ください。

農用地利用集積等促進計画関係、使用貸借権設定

番号31番 土地の所在：大字羽入字角地●●●●。現況地目：畑、認定面積：869㎡。貸人住所氏名：東根市大字羽入●●●● ●●●●。借人住所氏名：東根市大字羽入●●●●

● ●●●●。契約期間、始期：令和8年5月30日、終期：令和18年11月30日。賃借料は無償です。

農用地利用集積等促進計画総括表（使用貸借権設定）は記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。24頁をお開きください。

議第14号 農地法第18条第1項の規定に係る許可申請について

農地法第18条第1項の規定による別紙土地に係る許可申請（県処分）について、本会の意見を求めるものです。25頁をご覧ください。

農地法第18条第1項の規定に係る許可申請関係

受付番号1番 土地の所在：大字野川字上向●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地積：19,900㎡の内1,000㎡。賃貸人住所氏名：東根市大字野川●●●● ●●●●。賃借人住所氏名：東根市大字観音寺●●●● ●●●●。解除後の利用：賃貸人が耕作。事由として、借人の信義に反した行為（不耕作）、根拠は農地法第18条第2項第1号です。

詳細につきましては、担当係長より説明させますのでよろしくお願いします。26頁をお開きください。

議第15号 東根市地域農業経営基盤強化促進計画の変更について

別冊、東根市地域農業経営基盤強化促進計画（東根市各地区地域計画変更案）の変更について、農業経営基盤強化促進法 昭和55年法律第65号 第19条第6項の規定に基づき、本会の意見を求めるものです。

主な変更点につきましては、担い手の追加、削除、及び目標地図における県営土地改良事業（沼田寄込地区の一部工事完了に伴う一時使用）による修正です。変更計画の詳細につきましては、別冊に記載のとおりですので説明を省略させていただきます。

以上で、報告案件2件と議案5件の説明を終わります。よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

【議長】

次に議第14号について補足説明を求めます。後藤農地係長、お願いします。

【後藤農地係長】

議長の指示により、補足してご説明申し上げます。議案書の24頁をお願いします。

本件は農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の公告を受けた農地において、借人が長期に渡り全く耕作をせず、農地が適正に管理されていない状況が続いており、このことは許可基準である農地法第18条第2項第1号による、賃借人が信義に反した行為をした場合に該当するため、貸人は賃貸借の解除の申請に及んだものです。

なお、賃借人が信義に反した行為をした場合とは、相手方に賃貸借関係を継続させるに堪えられないような落ち度があった場合と解釈されておりまして、具体的には、賃借料を

滞納し催告にも応じない場合や正当な理由がなく耕作を長期間行わなかった場合、所有者に無断で転貸、転用した場合などが該当してきます。

本件の経緯をご説明いたしますと、貸人である●●●●氏は、平成30年4月に借人である●●●●氏に農地を貸しましたが、耕作したのは最初の3年間のみで、その後5年間全く管理がされておらず、耕作が放棄されている状況にあります。桜桃の樹木は枯れ、蔦が張っており、再生不能な状況です。また貸人によれば、令和6年、令和7年の2年間、賃料が未払いになっているとのことでした。

農業委員会事務局では、令和6年1月に貸人から相談を受け、不耕作、約束不履行の事実を確認しております。借人へ再三にわたって農地の適正管理や貸人との協議について、注意、指導を行ってきました。しかし、借人は自宅訪問、訪問時の不在差し置き、郵送による文書通知、電話による連絡のいずれにも応答がなく、指導のほとんどが一方通行なものでした。

令和7年度に借人と対面することができ、荒れた農地の解消・賃料の支払い・農地の返却等について当事者間で協議を行い、誠意をもって対応をすること、電話等の連絡には必ず応答することを直接指導したところ、その場では約束をしましたが、その後また音信不通となっており、一向に合意解約に進めない状況にあります。また、会長、及び農業委員会事務局が対面指導を行った際の借人とのやりとりから、長期間不耕作であることに特別な事由は見受けられず、農地の返却にも異論はありませんでした。

以上のとおり、借人に改善の意思は見られず、今後も農地が適正に管理されない状況が続くことは明白で、この状況は契約当事者の信頼関係を著しく損なうものであり、賃貸借契約を継続させることは客観的にみて不可能であると判断できるため、許可基準である農地法第18条第2項第1号による「賃借人が信義に反した行為をした場合」に該当しております。

なお、本総会で許可相当となった場合は、市農業委員会より山形県に進達し、農地法第18条第3項の規定により県農業会議常設審議会の審議案件となり、その後、山形県が許可をする流れとなります。

以上が補足説明となります。よろしくお願いいたします。

【議長】

次に日程第11、農地あっせん委員会の報告を農地あっせん委員会委員長より求めます。
12番寒河江一浩農地あっせん委員会委員長。

【12番寒河江一浩あっせん委員会委員長】

はい、12番寒河江です。農地あっせん委員会会議結果報告。

農地あっせん委員会を３月18日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび提案されました議題は、農地法第３条による所有権移転の許可申請６件、賃貸借権設定の許可申請24件、使用貸借権設定の許可申請１件、農地法第18条による賃貸借の解除の許可申請１件、合計32件の取り扱いについてです。

農地の権利移動の許可申請案件については、去る３月16日に実施しました、農地あっせん委員による関係地区の現地調査、及び事務局による現地調査の結果をもとに慎重に審査を行いました。

はじめに所有権移転の許可申請についてですが、受付番号63番から66番、及び68番の申請事由は、経営規模拡大となります。受付番号67番の申請事由は、新規就農です。

次に賃貸借権設定の許可申請についてですが、受付番号69番から74番、76番、78番、及び87番の申請事由は、利用集積計画期間満了に伴う再設定となります。

受付番号75番、79番から86番、及び88番から92番の申請事由は、経営規模拡大となります。受付番号77番の申請事由は、新規法人となります。

次に使用貸借権設定の許可申請についてですが、受付番号93番の申請事由は、経営規模拡大です。

なお、今月開催されました委員会において、新規就農として●●●●氏、及び新規法人として株式会社オネスト農産への聴取を行い、農地の利用計画、経営収支計画等については、問題ないことを確認したところです。

いずれの案件も、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術などをみても問題がないこと、地域との調和に支障がないことから、許可要件をすべてみたしております。

以上のことから、今月の農地法第３条に関する案件は、すべて許可することが妥当であるとの意見の一致をみております。

次に賃貸借の解除の許可申請についてですが、受付番号１番の申請事由は信義に反した行為があった場合となります。

本件は、借人が長期間耕作をしていない事案ですが、借り人の不耕作であることに特別な事由は見受けられず、賃料の未払いも発生しており、現在借り人は音信不通であることから、賃貸借契約を継続させることは客観的にみて無理であると判断できるため、農地法第18条第２項第１号、信義に反した行為があった場合に該当しております。

以上を踏まえ、許可基準に留意し、申請内容を検討した結果、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

以上が、農地あっせん委員会の報告であります。

つきましては、本総会におきましても、よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

【議長】

次に、日程第 12、農地転用委員会の報告を農地転用委員会委員長より求めます。

7 番永瀬清一農地転用委員会委員長。

【7 番永瀬清一農地転用委員会委員長】

はい、7 番永瀬です。農地転用委員会会議結果報告。

農地転用委員会を 3 月 18 日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび提案されました議題は、農地法第 5 条による許可申請 1 件についてです。

転用許可申請関係案件については、去る 3 月 16 日実施の当番委員、及び事務局による現地調査をもとに審査を行いました。

農地法第 5 条についての農地区分、及び立地基準の判断であります。受付番号 8 番については、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域にあるため、第 3 種農地となりますが、長屋住宅を整備するものであります。

農地区分(第 3 種農地)「第 2 の 1 の(1)のエの(ア) b (c)」に該当

以上を踏まえ、許可基準に留意し、各申請内容を検討した結果、承認相当、及び許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

以上が、農地転用委員会の報告であります。

つきましては、本総会におきましても、よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

【議長】

以上で議案の説明と農地あっせん委員会、及び農地転用委員会の報告を終わります。

これより質疑を行います。ご質疑ありませんか。

【1 番清野周治委員】

はい、議長。

【議長】

清野委員、どうぞ。

【1 番清野周治委員】

1 番清野です。議第 14 号について、ここで承認されれば、県に申請して県から解約の通知がされるということによろしいですか。

【議長】

後藤農地係長、お願いします。

【後藤農地係長】

清野委員のご質問にお答えします。こちらは農地転用と同じく、市の許可ではありません。市で許可相当となった場合、県に進達し、県農業委員会議の諮問に諮られ、最終的には山形県が許可をするという流れになります。

【1 番清野周治委員】

はい、議長。

【議長】

清野周治委員。

【1 番清野周治委員】

桜桃の木が荒れていたということでしたが、植えたのは●●●●氏ですか。

【議長】

後藤農地係長。

【後藤農地係長】

はい、お答えします。植えたのは●●●●氏です。当初は管理も●●●●氏が行っておりました。議案の農地は、●●●●氏の大きな農地の一部でそれを●●●●氏に貸していたものです。ハウスも●●●●氏のものです。

【1 番清野周治委員】

はい、議長。

【議長】

清野周治委員。

【1 番清野周治委員】

そうすると、返す場合は、更地にして返すという必要はないのですね。

【議長】

後藤農地係長。

【後藤農地係長】

はい、お答えします。今回は、農地をこのままにしておくことが出来ない、農地を適正管理し利用するため行動したいが、権利が入っており手を出すことができない、それならばまずは契約の解除をしたい、という理由からの申請です。その先にある復旧の費用について、●●●●氏から●●●●氏に請求するかどうか、法律の専門家に相談するかもしれないと聞いています。

【1 番清野周治委員】

はい、議長。

【議長】

清野周治委員。

【1 番清野周治委員】

今の状態では遊休農地と判断されかねない。そうすると貸人が報われないと思います。こういう状態にした借人に対する罰則はないのですか。

【議長】

後藤農地係長。

【後藤農地係長】

はい、議長。●●●●氏も同じ内容のことを言っておりましたが、農地法ではそういった罰則はなく、あとは民法で対応を検討するしかない状況です。なお、●●●●氏は、仮に請求したとしても、●●●●氏の状況から支払いができるか疑問であるとも言っていました。

補足として、●●●●氏には、事務局単独での訪問や置手紙のみならず、菅原会長や大江委員の協力、●●●●氏の自宅のある区長までも巻き込んで接触を試みましたが、連絡がない状態が2年間続いていました。

【1 番清野周治委員】

了解しました。ありがとうございました。

【13 番大江正好委員】

はい、議長。

【議長】

大江正好委員。

【13 番大江正好委員】

●●●●氏については、他のところでも、このようなことをしているという噂を聞きました。貸す側も気を付けなければならないと思いました。

【議長】

こういう事例もあることを皆さんにもご承知いただきたいと思います。

他にご質疑ありませんか。

質疑がないようですので終結いたします。

次に、日程第13、地区委員会の開会及び報告についてであります、お諮りいたします。

ただいまから、15分の時間内で地区ごとに議案を審議していただき、その結果について報告を願うことにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

それでは、これから速やかに地区委員会の開会をお願いします。

なお、議第11号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、8番石山一穂委員が農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与に関する制限に該当します。したがって、これらの議事に参与することが出来ないことをご了承願います。

ただいまの時間は、午前10時30分でありますので午前10時45分をめぐり地区委員会を終了して下さるようお願いします。

それでは休憩いたします。

午前10時30分 休 憩

午前10時45分 開 議

【議長】

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより地区委員会の審議の結果の報告を求めます。最初に、東根・神町地区委員会の報告をお願いします。

【6番山科幸子委員】

6番山科です。東根・神町地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、議第11号については、経営規模拡大、及び期間満了に伴う再設定によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第12号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第13号については、地域の中心となる担い手などに貸付するものであり、当該計画を認め、決定することの意見の一致をみました。

議第15号については、当該区域の関係者による協議の結果などを踏まえ、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、当該協議の対象となった地域農業経営基盤強化促進計画の変更を認め、同意することの意見の一致をみました。

以上、よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

【議長】

次に、東郷・高崎地区委員会の報告をお願いします。

【4 番留場美佐委員】

4 番留場です。東郷・高崎地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、議第11号については、経営規模拡大、及び期間満了に伴う再設定などによるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第13号については、地域の中心となる担い手などに貸付、または所有権移転するものであり、当該計画を認め、決定することの意見の一致をみました。

議第14号については、農地あっせん委員会の報告と同様、賃貸借の解除をすることは、賃借人が信義に反した行為をした場合であると認め、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第15号については、当該区域の関係者による協議の結果などを踏まえ、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、当該協議の対象となった地域農業経営基盤強化促進計画の変更を認め、同意することの意見の一致をみました。

以上、よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

【議長】

次に、大富・小田島・長瀬地区委員会の報告をお願いいたします。

【10 番芦野繁美委員】

10 番芦野です。大富、小田島、長瀬地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、議第11号については、経営規模拡大、及び期間満了に伴う再設定などによるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第13号については、地域の中心となる担い手などに貸付、または所有権移転するものであり、当該計画を認め、決定することの意見の一致をみました。

議第15号については、当該区域の関係者による協議の結果などを踏まえ、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、当該協議の対象となった地域農業経営基盤強化促進計画の変更を認め、同意することの意見の一致をみました。

以上、よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

【議長】

これをもちまして、各地区委員会の審議の結果の報告を終わります。

これより採決に入ります。

なお、報第4号農地法第3条第1項の規定による許可の取消願について、及び報第5号農地賃貸借契約の合意解約については、報告事項でありますので、ご了承願います。

それでははじめに、議第11号農地法第3条第1項の規定による許可申請について採決いたしますが、その前に8番石山一穂委員に申し上げます。あなたは、議事参与に関する制限に該当しますので、しばらくの間退席願います。

お諮りいたします。

議第11号について、農地あっせん委員会、及び地区委員会の審議のとおり許可することに、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

よって、議第11号については、許可することに決しました。

8番石山一穂委員の復席を求めます。

8番石山一穂委員申し上げます。ただいま議第11号については、許可することに決しましたので報告いたします。

次に、議第12号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、採決いたします。

お諮りいたします。

議第12号について、農地転用委員会、及び地区委員会の審議のとおり、許可相当との意見を付することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

よって、議第12号については、許可相当との意見を付することに決しました。

次に、議第13号農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画について、採決いたします。

お諮りいたします。

議第13号について、地区委員会の審議のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

よって、議第13号については、決定することに決しました。

次に、議第14号農地法第18条第1項の規定による許可申請について、採決いたします。
お諮りいたします。

議第14号について、農地あっせん委員会、及び地区委員会の審議のとおり、許可相当との意見を付することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

よって、議第14号については、許可相当との意見を付することに決しました。

次に、議第15号東根市地域農業経営基盤強化促進計画の変更について、採決いたします。
お諮りいたします。

議第15号について、地区委員会の審議のとおり、同意することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

よって、議第15号については、同意することに決しました。

以上で、日程の全部を終了いたします。

これをもちまして、令和8年第3回東根市農業委員会定例総会を閉会いたします。
ご苦労様でした。

午前10時55分 閉会

上記議事の顛末を記載しこれに相違ないことを証しとするためここに署名する。

東根市農業委員会定例総会

議	長	菅原	繁治
---	---	----	----

議事録署名委員	元木	太志
---------	----	----

議事録署名委員	大江	弘哉
---------	----	----